

離婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	住所が変わる人	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも 確認してください！
	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている人	世帯分離届	
	姓が変わる人で、マイナンバーカード をお持ちの人	氏名変更	マイナンバーカード
	姓が変わる人で旧姓の印鑑で印鑑登録している人	自動的に登録廃止になります	
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい人	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 77 条の 2 の届)	※受付窓口でお尋ねください
	子どもの戸籍についての相談	入籍届、養子離縁届等	※受付窓口でお尋ねください

保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の 記載に変更がある人	国民健康保険被保険者証の 氏名変更	国民健康保険被保険者証	保険年金課 (1 F 黄色⑦番)
	→70 歳から 74 歳までの人	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者 証の氏名変更	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者 証	
	姓が変わる人で、75 歳以上の人 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療被保険者証の交付		保険年金課 (1 F 黄色⑧番)
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れ て、国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書	保険年金課 (1 F 黄色⑦番)
	姓が変わる人、または世帯構成に変更がある人 で、各種認定証をお持ちの人	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の人は 勤務先へ問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	保険年金課 (1 F 黄色⑧番)
	年金の分割手続き (必要な方のみ)	厚生年金の納付記録を当事者間で分割 できる制度	※受付窓口でお尋ねください	都城年金事務所 0986-23-2571

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる人 (0 歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する人が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3 歳未満の子どもがいる場合のみ) ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください	こども政策課 (1 F 緑色 3 番)
	子ども医療費受給資格証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる人(0 歳～中学生)	子ども医療費受給資格の 変更・喪失	・子ども医療費受給資格証 ・健康保険証(子) ※同意書が必要な場合があります	
	放課後児童クラブの利用を希望する人	児童クラブ入会	※受付窓口でお尋ねください	
	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2 F 黄緑色 13 番)
	保育園等に入所している子どもがいる人	教育・保険給付認定内容の変更		
	ひとり親家庭等の相談	児童扶養手当の認定請求 母子・父子等医療費受給資格の 相談・申請	※受付窓口でお尋ねください ※受付窓口でお尋ねください	こども政策課 (1 F 緑色 3 番)
	小中学生の子どもがいる人	就学援助の相談・申請 通学児童の氏の変更相談 ※子の氏変更の手続きをされた方	学校から申請書を受け取り 必要事項を記入のうえ、 当該学校へ提出してください 通学されている学校の担任の先生にご 相談ください	子どもが在籍する学校
	障害児通所支援を利用している子どもが いる人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 (1 F 水色 6 番)

高 齢	姓が変わる人で介護保険証をお持ちの人 (65 歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証	介護保険課 (1 F オレンジ色 7 番)
-----	---	--------------------------	-------	---------------------------

障がい	姓が変わる人で障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
	姓が変わる人で自立支援医療(精神通院、更生医 療、育成医療)受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の氏名変更	自立支援医療受給者証	障がい福祉課 (1 F 水色 6 番)
	姓が変わる人で特別障害者手当、経過的福祉手 当、障害児福祉手当を受給している人	各種手当の変更	※受付窓口でお尋ねください	
	特別児童扶養手当を受給していて、 姓または受給者が変わる人			

障がい	姓が変わる人で重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの人	重度心身障害者医療費受給資格証の変更	・重度心身障害者医療費受給資格証 ・健康保険証 ・本人名義の通帳	障がい福祉課 (1F 水色6番)
	障害福祉サービスを利用している人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	
税・料金	上下水道の利用者名義が変わる人	使用名義変更 ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	税・料等の口座を変更する人	口座振替の変更 ※オンラインまたは取り扱い金融機関の窓口で 手続きできます		会計課
その他	市営住宅を退去する人	市営住宅の退去や名義変更手続き	※受付窓口でお尋ねください	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)
	または市営住宅に入居・同居を希望する人	市営住宅の入居・同居の相談		

【参考】市役所以外での主な手続き

預金・保険・証券などの氏の変更手続き	取引のある金融機関へ
厚生年金受給者の氏が変わった場合の年金手続き	国民年金分も含めて年金事務所へ 都城年金事務所 0986-23-2571
不動産の登記人の氏の変更手続き	不動産がある地域を管轄する法務局へ 宮崎地方法務局都城支局 0986-22-0490
運転免許証の氏や本籍などの変更手続き	都城運転免許センター 0986-25-9999 都城警察署 0986-24-0110
旅券（パスポート）の手続き ※氏名、本籍に変更があった方	都城パスポートセンター 0986-21-6781
お使いの保険証が社会保険等、職場の保険証をお使いの場合の氏などの変更手続き	お勤めの職場へ

都城市役所

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話
0986-23-2111

開庁時間 午前 8時30分 ～ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート

離婚される人へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人2人（18歳以上）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年の子どもがいるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出してください。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が必要なもの

・健康保険証 ・年金手帳※
・介護保険証 ・都城市バス券
・顔写真付きの社員証
・学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。